

消火器破裂事故で提訴 - 西日本防災システム

平成21年大阪市東成区で駐車場に放置されていた消火器が破裂し、重症を負った中学生が消火器の危険性に対する注意喚起を怠ったとして国などに9200万円の損害賠償を求める訴訟を起こしたようです。破裂した消火器は製造後20年を経過し、平成2年以降屋外に点検されないまま放置されていました。この消火器に触れた中学生は破裂により頭を骨折するなどの重傷を負いました。男子生徒側は老朽化した消火器の破裂事故が相次いでいたことから、国やメーカーはこの消火器の製造時点で将来の破裂の危険性を十分認識していたにもかかわらず、国は危険を知らせる注意事項の表示をメーカーに義務付けるなどの対策を講じず、メーカーも消費者への周知徹底を怠ったと主張しているようです。

2012 09 04



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd



弊社top pageへ 